○国土交通省令第　　号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和九年　　月　　日

国土交通大臣　井林　辰憲

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（飛行禁止空域における飛行の許可） 第二百三十六条の七十四　法第百三十二条の八十五第二項又は第四項第二号の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　無人航空機の登録記号（第二百三十六条第一項第一号又は第二号の規定による届出をして無人航空機を飛行させる場合にあつては同条第四項の届出番号、同条第一項第三号の規定による届出をして無人航空機を飛行させる場合にあつては同条第三項第五号の無人航空機を飛行させる者を特定するための番号。以下同じ。） 三～九　（略）	（飛行禁止空域における飛行の許可） 第二百三十六条の七十四　法第百三十二条の八十五第二項又は第四項第二号の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　無人航空機の登録記号（第二百三十六条第一項第一号又は第二号の規定による届出をして無人航空機を飛行させる場合にあつては、同条第四項の届出番号。以下同じ。） 三～九　（略）

附　則

この省令は、令和九年〇月〇日から施行する。